

監督署の窓



ある電話相談

サービス残業という言葉が使われて久しいですが、まだまだ、監督署への投書や相談の中でサービス残業（正確には、賃金不払残業と言います）のことが取り上げられていました。このような事案については、当署では、過重労働健康障害防止対策とともに最優先で、臨検監督を行っています。

実際に調査すると記録が残っていない、ほかの資料からも特定できないなど、違反認定がなかなかできないことが多かつたように記憶しています。

そのころ、私が取り扱った労働基準法等違反事件を紹介します。約二十年前のことです。

県外のある製造業で、その労務担当者は、労働基準法の解釈などをよく監督署に問い合わせに来っていました。ところが、女性の残業規制がまだありました。このころ、金融関係の相談が目立つていたように思います。

そこで、社長と総務部長を監督署に呼んで、署長から、「労働者から切なる相談があつたので、労働時間管理及び労働災害の補償を適切に行うこと」を指導しました。